

## (仕様書)

### 苗木管理システム構築（育成者権管理機関支援事業）

#### 1 業務目的

公的機関が開発した果樹品種の現行の苗木の流通形態は、育成者権者から許諾を受けた苗木業者が、JA・生産者に販売するほか、余剰苗木をホームセンターやネット販売等を通じ不特定多数の者にも販売しており、これらが海外への流出に繋がっている状況にある。このため、出願中又は今後開発される果樹品種を対象に、育成者権者が、農業者（又はJA）が購入した苗木を監視するためのシステム（以下「苗木管理システム」）を開発する。苗木管理システムの仕様は以下の通りとする。

#### 2 苗木管理システムの仕様

本システムは、農業者（又はJA）の情報、圃場の位置情報より構成する。また、入力者は苗木業者が行う。なお、圃場面積は650ha、農業者1600戸を上限とし、苗木業者は数社程度を想定する。

##### （1）農業者（又はJA）の情報

項目は、農業者が苗木を購入する場合は、生産者名、生産者住所、苗木の品目・品種名、苗木購入本数、苗木購入先（苗木業者）、苗木を植える圃場の地番、現地確認の有無とする。JAが組合員分を取りまとめて購入する場合は、JA名、JAの住所、苗木の品目・品種名、苗木購入本数、苗木購入先（苗木業者）、現地確認の有無とする。

##### （2）圃場の位置情報

農業者が苗木を購入する場合は、入力した圃場の地番情報に基づき、苗木を植える圃場位置を地図上に表示する。JAが組合員分を取りまとめて購入する場合は、入力したJAの住所情報に基づきJAの位置を地図上に表示する。

地図情報については、農林水産省が無償で提供する筆ポリゴンデータ又は農地ナビからダウンロードしたデータを利用する。

[筆ポリゴン公開サイト \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

[eMAFF農地ナビ - 農地詳細情報](#)

ただし、筆ポリゴンデータは、日々、市町村の農業委員会が更新しているうえ、未だ筆ポリゴンの基礎データ（座標、面積等）が入力されていないものもあるため、筆ポリゴンデータのない（地図上の区画選択ができない）圃場は、直接入力できるものとするとともに、筆ポリゴンデータと常に連動するか、随時ダウンロードすることにより最新の筆ポリゴンデータとなるようにする。

##### （3）管理者及び入力者

本システムの管理者は、育成者権管理機関支援事業実施協議会の代表機関である農研機構とする。管理者には上記の（１）及び（２）を閲覧、修正できる権限を付与する。

上記（１）の情報を苗木業者が入力できるよう、本システムにアクセスするための ID、パスワードを発行する。

（４）その他

入力情報はエクセル又はCSVによる出力を可能とする。

### 3 事業期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）

### 4 予算額

3,000 万円以内（税込み）

### 5 応募要件

次の（１）から（３）までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とする。

- （１）当該請負事業の内容について、事業実績を有し、かつ、事業の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- （２）当該請負事業を円滑に遂行するために必要な管理能力を有し、かつ適切な経理処理が可能な体制を有していること。
- （３）発注者が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

### 6 事業の報告

（１）中間報告

請負者は、令和6年11月末を目途に中間報告を行うこと。

（２）最終報告

請負者は、次の（１）及び（２）を事業実施期間終了日までに担当職員に提出すること。

ア．事業実施報告書（電磁的記録媒体） 1 枚

イ．事業実施報告書（紙媒体） 3 部

※ 電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼ること。

\* 報告書については日本語で提出すること。

### 7 事業実施報告書等の提出先

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階

## 8 その他

- (1) 請負者は、提案書のとおり事業を実施すること。
- (2) 請負者は、契約締結後、速やかに、実施スケジュール及び実施体制を提出すること。
- (3) 請負者は、担当職員の求めに応じて途中経過を報告すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、日本国及び事業実施国の法令を遵守すること。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項又は明示されている事項であって、委託者が必要と変更する事項で必要な作業等が生じ、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農研機構及び JATAFF と協議を行うこと。